

鳥取県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
医療法人南家医院	医療法人南家医院	境港市渡町1480	平成24年2月10日	介護予防居宅療養 管理指導